○経済産業省令第四十号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第百六条第三項及び第四項の規定を実施するため、電気関係報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十八日

経済産業大臣　林　幹雄

電気関係報告規則の一部を改正する省令

電気関係報告規則（昭和四十年通商産業省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第七号後段を削り、同項に次の一号を加える。

八　「発電支障事故」とは、発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備（発電事業の用に供するものに限る。）が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなることをいう。

第二条中「電気事業者、自家用電気工作物を設置する者又は登録調査機関は、次の表」を「次の表の報告対象者の欄に掲げる者は、それぞれ同表」に改め、同条の表を次のように改める。

報告書名	報告対象者	様式番号	報告期限	報告先
一　発受電月報	電気事業者	様式第二	翌々月十五日	経済産業大臣
二　設備資金報	一般送配電事業者、送電事業者、特定送配電事業者及び発電事業者	様式第三	毎事業年度の最終月の末日から三月（法第三十八条第四項第一号、第二号及び第四号に掲げる事業を営む者にあつては、毎四半期の最終月の末日から二月）を経過する日	経済産業大臣
三　一般用電気工作物調査年報	法第五十七条第一項の調査を実施した者及び登録調査機関	様式第五	五月末日	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長（産業保安監督部及び中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督部長を含む。以下同じ。）
四　電気保安年報（原子力発電所に係るものを除く。）	法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者	様式第八	七月末日	経済産業大臣
五　自家用発電所運転半期報	法第二十八条の三第一項の接続に係る発電用の自家用電気工作物（出力千キロワット未満の発電所を除く。）を設置する者	様式第九	四月末日及び十月末日	電気工作物の設置の場所を管轄する経済産業局長（中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局長を含む。以下同じ。）

第三条第一項中「電気事業者又は」を「電気事業者（法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下この条において同じ。）又は」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、二以上の号に該当する事故であつて報告先の欄に掲げる者が異なる事故は、経済産業大臣に報告しなければならない。

第三条第一項の表第一号中「破損事故」を「電気工作物の破損」に改め、「治療のため」を削り、同表第二号中「ただし、前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。」を削り、同表第三号中「破損事故」を「電気工作物の破損」に、「公共の財産に被害を与え、道路、公園、学校その他の公共の用に供する施設若しくは工作物の使用を不可能にさせた事故又は社会的に影響を及ぼした事故（前二号に掲げるものを除く。）」を「他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故」に改め、同表第四号中「（第一号、前号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。）」を削り、同号ロ中「における汽力若しくは汽力を含む」を「（汽力、ガスタービン（出力千キロワット以上のものに限る。）、内燃力（出力一万キロワット以上のものに限る。）、これら以外を原動力とするもの又は」に、「（ハに掲げるものを除く。）、出力千キロワット以上のガスタービン又は出力一万キロワット以上の内燃力を原動力とする」を「を原動力とするものをいう。以下同じ。）における」に、「同じ。）」を「同じ。）（ハに掲げるものを除く。）」に改め、同表第十一号中「（第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同表第十二号とし、同表第十号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業者」に、「特定送配電事業者」を「特定送配電事業者」に、「特定電気事業の」を「特定送配電事業の」に、「破損事故」を「破損」に改め、「（第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同表第十一号とし、同表第八号及び第九号中「破損事故」を「電気工作物の破損」に改め、「（第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同表第十号とし、同表第八号を同表第九号とし、同表第七号中「第三号及び第九号」を「第十号及び第十一号」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号中「第三号及び第八号」を「第九号及び第十一号」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号の次に次の一号を加える。

六　ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する柱上変圧器の使用状況調査年報（当該機器を有する場合に限る。）	法第三十八条第四項各号に掲げる事業を営む者	様式第十	七月末日	経済産業大臣

第三条第一項の表第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故

十三　第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

第三条第二項中「四十八時間」を「二十四時間」に、「表第四号イ若しくはハ若しくは第五号イ若しくは第十一号に掲げるもの、又は同表第四号ト若しくはチ若しくは第五号ロ若しくはハ」を「表第四号ハに掲げるもの又は同表第七号から第十二号」に改める。

第三条第一項の表第一号中「破損事故」を「電気工作物の破損」に改め、「治療のため」を削り、同表第二号中「ただし、前号及び次号から第五号までに掲げるものを除く。」を削り、同表第三号中「破損事故」を「電気工作物の破損」に、「公共の財産に被害を与え、道路、公園、学校その他の公共の用に供する施設若しくは工作物の使用を不可能にさせた事故又は社会的に影響を及ぼした事故（前二号に掲げるものを除く。）」を「他の物件に損傷を与え、又はその機能の全部又は一部を損なわせた事故」に改め、同表第四号中「（第一号、前号及び第八号から第十号までに掲げるものを除く。）」を削り、同号ロ中「における汽力若しくは汽力を含む」を「（汽力、ガスタービン（出力千キロワット以上のものに限る。）、内燃力（出力一万キロワット以上のものに限る。）、これら以外を原動力とするもの又は」に、「（ハに掲げるものを除く。）、出力千キロワット以上のガスタービン又は出力一万キロワット以上の内燃力を原動力とする」を「を原動力とするものをいう。以下同じ。）における」に、「同じ。）」を「同じ。）（ハに掲げるものを除く。）」に改め、同表第十一号中「（第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同表第十二号とし、同表第十号中「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「一般電気事業の」を「一般送配電事業者」に、「特定送配電事業者」を「特定送配電事業者」に、「特定電気事業の」を「特定送配電事業の」に、「破損事故」を「破損」に改め、「（第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同表第十一号とし、同表第八号及び第九号中「破損事故」を「電気工作物の破損」に改め、「（第三号に掲げるものを除く。）」を削り、同号を同表第十号とし、同表第八号を同表第九号とし、同表第七号中「第三号及び第九号」を「第十号及び第十一号」に改め、同号を同表第八号とし、同表第六号中「第三号及び第八号」を「第九号及び第十一号」に改め、同号を同表第七号とし、同表第五号の次に次の一号を加える。

六　水力発電所、火力発電所、燃料電池発電所、太陽電池発電所又は風力発電所に属する出力十万キロワット以上の発電設備に係る七日間以上の発電支障事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

第三条第一項の表に次の一号を加える。

十三　第一号から前号までの事故以外の事故であつて、電気工作物に係る社会的に影響を及ぼした事故	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長	電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長

第三条第二項中「四十八時間」を「二十四時間」に、「表第四号イ若しくはハ若しくは第五号イ若しくは第十一号に掲げるもの、又は同表第四号ト若しくはチ若しくは第五号ロ若しくはハ」を「表第四号ハに掲げるもの又は同表第七号から第十二号」に改める。